

JIS

住宅用冷暖房ユニット

JIS A 4412-1994

(2001 確認)

平成 18 年 8 月 20 日付け追補 1 あり

平成 6 年 6 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

建築部会 冷暖房ユニット専門委員会 構成表 (昭和51年3月1日制定のとき)

	氏名	所属
(委員長) (分科会主査)	※齋藤平蔵	東京大学工学部
	※安岡正人	東洋大学工学部
	※松尾陽	東京大学総合試験所
	松谷蒼一郎	建設省住宅局
	伊藤浩	建設省大臣官房官庁営繕部
	緒方謙二郎	通商産業省生活産業局
	※帆足万里	工業技術院標準部
	※名雪健一	消防庁消防研究所
	※中山実	東京消防庁予防部
	佐々木吉五郎	東京都住宅供給公社
	※小池知寿	財団法人日本燃焼器具検査協会
	※木崎実	財団法人住宅部品開発センター
	佐々木省二	日本住宅公団建築部
	※豊中俊之	環境システム株式会社
	兵頭美代子	主婦連合会
	斉藤敏弘	フジタ工業株式会社
	※木俣信行	鹿島建設株式会社
	加賀見光平	株式会社竹中工務店
	市嶋壮郎	ミサワホーム株式会社
	井上二郎	東京瓦斯株式会社
	井上潤	大阪瓦斯株式会社
	※陸川富朗	日本石油株式会社
	持田啓身	東京芝浦電気株式会社
	佐原一雄	グイキン工業株式会社
	伊東登	松下電器産業株式会社
(関係者)	※鈴木良知	社団法人日本冷凍空調工業会
	※金川真也	日本暖房機器工業会
(事務局)	田村尹行	工業技術院標準部材料規格課
	米倉久明	工業技術院標準部材料規格課
	下原昭三	工業技術院標準部材料規格課
	田仲信夫	工業技術院標準部材料規格課
		※印 分科会 (試験方法) 委員

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和51.3.1 改正：平成6.6.1

官報公示：平成6.6.7

原案作成協力者：社団法人日本住宅設備システム協会

審議部会：日本工業標準調査会 建築部会 (部会長 岸谷孝一)

審議専門委員会：冷暖房ユニット専門委員会 (委員長 齋藤平蔵) (昭和51年3月1日制定のとき)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課 (〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

住宅用冷暖房ユニット A 4412-1994

Air-conditioning unit for dwellings

1. 適用範囲 この規格は、定格暖房能力83.7 MJ/h {20 000 kcal/h} (給湯兼用の場合は125.6 MJ/h {30 000 kcal/h}) 以下、冷房能力62.8 MJ/h {15 000 kcal/h} 以下の住宅に使用される冷暖房ユニット (以下、ユニットという。) について規定する。

なお、ユニットに給湯器を併設した冷暖房給湯ユニットについてもこの規格で規定する。ただし、別に日本工業規格が定められているものは、それぞれの日本工業規格によって、この規格から除外する。

備考1. この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値である。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- (1) 冷暖房ユニット 冷暖房ユニットとは、冷房、暖房の用に供するため、熱源部 (温水ボイラ、温風暖房機、ヒートポンプ冷暖房機、冷凍機など)、熱交換部及び圧送部 (放熱器、ポンプ、送風機、膨張タンクなど) などの全部又はいずれか1以上を住宅の設備用空間に収納するための1個又は数個のキャビネット又は枠組など [単に製品をまとめるための外きょう (筐) などではない。] に収納したもの (屋内と屋外にその一部を分離して設置する形式のものを含む) で冷房・暖房能力をもつものをいう。
- (2) 冷暖房給湯ユニット 冷暖房給湯ユニットとは、冷暖房ユニットの温熱源部に給湯用の回路を併設したものをいう。
- (3) 配管 配管とは水配管、排水配管、冷媒配管、燃料配管、空気ダクト、廃気排出管 (煙突を含む。)、電線管などの総称をいう。
- (4) ユニットの固定 ユニットの固定 (以下、固定という。) とは、ユニットを建築く体にねじ止め、溶接などすることをいう。
- (5) 配管の接続 配管の接続とは、配管を他の配管と結合させることをいう。
- (6) 定格能力 定格電圧、定格周波数及び4.に規定する定格温度条件のもとで運転したときの1時間当たりの能力をJ {kcal} で表したものであって銘板などに表示したもの。
- (7) 定格消費電力 定格電圧、定格周波数及び4.に規定する定格温度条件のもとで運転したとき、電動機などで消費される電力量の合計であって、銘板などに表示したもの。
- (8) 定格燃料消費量 定格電圧、定格周波数及び4.に規定する定格温度条件のもとで製造業者の指定する燃焼空気供給状態、排気状態及び燃料供給状態において運転し安定した状態において消費される燃料の量で銘板などに表示したもの。

3. 種類 ユニットの種類は、表1のとおりとする。

4. 定格要項 ユニットの定格要項は、次のとおりとする。

なお、定格電圧、定格周波数及び定格温度条件以外の項目 (運転状態、測定条件など) について別の日本工業規格